~今週の助成金コラム(第1回)~



「キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース」 ってご存じですか?

平素より労働安定行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。 このたび、ハローワーク名古屋東企業支援部門において「今週の助成金コラム」と称し、事業主 のみなさまなどに対し厚生労働省が所管する助成金の情報を配信することとなりました。

記念すべき第1回は令和5年10月に新たに創設された「キャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コース」について説明します。

1. そもそもキャリアアップ助成金って?

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者や短時間労働者などのいわゆる非正規雇用労働者を正社員化したり(正社員化コース)、賞与や退職金などの制度を新たに導入し支給等した場合(賞与・退職金制度導入コース)などに助成金が支給される助成金制度となっております。

令和6年度におけるキャリアアップ助成金に関しては、下記リンクよりご確認ください。 「キャリアアップ助成金のご案内(令和6年度版)」

https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001239298.pdf

2. 社会保険適用時処遇改善コースって?

- ・収入が増えたり、労働時間の増加により、新たに社会保険に加入することで発生する社会保険料等の負担ないしは手取り収入の減少を避けるために働き控えなどの就業調整を行ういわゆる「年収の壁」対策の一環として、壁を意識せずに働くことのできる環境づくりの後押しのため、社保加入後も労働者の社会保険料控除相当分を手当として支給した等の事業主に対して助成金を支給するコースで、令和5年10月に新設されました。
- ・社会保険料控除分を手当として支給する「手当等支給メニュー」、新たに社保の被保険者となった際に、週の所定労働時間を延長・賃金を上昇させる「労働時間延長メニュー」、これら2つを組み合わせた「併用メニュー」の3つのメニューがあり、労働者1人あたり最大で50万円の助成金が支給されます。
- ・助成金を申請するためにはまず「キャリアアップ計画書」を管轄する労働局もしくはハローワークへ提出する必要があります。

詳しくは厚生労働省ホームページへ。

「厚生労働省 キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)